

総 政 企 第 145 号
平 成 28 年 6 月 30 日

統計委員会委員長
西 村 清 彦 殿

総務大臣
山 本 早 苗



諮問第90号
人口推計の基幹統計としての指定について（諮問）

標記について、別紙の理由により指定するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(別紙)

諮 問 理 由

(人口推計の基幹統計としての指定について)

- 1 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)において、現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、平成28年度前半までに結論を得ることとされており、総務省が作成する人口推計は、新たに基幹統計として整備する統計とされているところである。
- 2 人口推計は、5年ごとに作成される国勢統計(総務省が所管する基幹統計)の間の人口(外国人を含む我が国に常住している全人口)について、その間の自然動態(出生及び死亡)、社会動態(出入国等)及び国籍異動の状況を反映して、各月1日現在及び各年10月1日現在の状態を明らかにすることを目的として作成される加工統計である。
- 3 人口推計は、各種政策の企画立案の基礎データとなる国民経済計算(内閣府が所管する基幹統計)、労働力統計(総務省が所管する基幹統計)、簡易生命表(厚生労働省が所管する基幹統計)等の基幹統計の作成の基礎資料として利用されているほか、国勢統計が作成されない時点における人口に関する最新のデータとして、各種施策の策定の基礎資料として利用されている。
- 4 また、人口推計は、国勢統計が作成されない時点においては、国勢統計に代わるデータとなる役割も担っていることから、地域別や年齢階級別の人口規模の把握に利用されるなど民間研究機関等における各種研究等においても幅広く利用されている。
- 5 さらに、人口推計は、国際連合の「人口統計年鑑」(Demographic Yearbook)の作成のために毎年提供されているほか、国際通貨基金の「特別データ公表基準」(Special Data Dissemination Standards)に対応する項目として我が国の国別データ概要ページに掲載されている。
- 6 このように、人口推計は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項第3号の規定で定める基幹統計として指定するための3要件のうち、①同号イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」については上記3の点から、②同号ロの「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」については上記4の点から、③同号ハの「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」については上記5の点から、いずれの要件にも該当するものと考えられる。
- 7 以上の理由から、人口推計を基幹統計に指定することとしたい。

平成28年6月30日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第90号の概要

(人口推計の基幹統計としての指定について)

基本計画との関係

基本計画^(注)において、総務省に対し以下の事項が指摘されている。

(注)「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)
別表「第2 公的統計の整備に関する事項」部分
項目 3 (2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備

基本計画における指摘事項

- 現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。
⇒平成28年度前半までに結論を得る。

人口推計の概要

総務省が作成する人口推計は、
5年ごとに作成される国勢統計（基幹統計）の間の人口について、各月1日現在及び各年10月1日現在の状態を明らかにする加工統計である。

【推計方法】

総人口 = 基準人口（総数）
+ 自然動態（日本人・外国人） + 社会動態（日本人・外国人）

日本人人口 = 基準人口（日本人）
+ 自然動態（日本人） + 社会動態（日本人）
+ 国籍の異動による純増減

* 基準人口：国勢調査の翌年は、国勢調査の人口。その他の年は、前年10月1日現在の人口

* 自然動態：出生児数－死亡者数（「人口動態統計」（厚生労働省が所管する基幹統計））

* 社会動態：入国者数－出国者数※（「出入国管理統計」（法務省が所管する業務統計））

※ 都道府県別人口においては、「都道府県間転入者数－都道府県間転出者数」を加算（「住民基本台帳人口移動報告」（総務省が所管する業務統計））

* 国籍の異動による純増減：法務省資料及び官報告示を基に総務省統計局が集計

人口推計の基幹統計の要件への該当状況

基幹統計の要件 (統計法第2条第4項第3号)

- ◎ 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

【第3号イ】

全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

【第3号ロ】

民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

【第3号ハ】

国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

人口推計の 基幹統計の要件への該当状況

- 各種政策の企画立案の基礎データとなる国民経済計算、労働力統計、簡易生命表等の基幹統計の作成の基礎資料として利用
- 国勢統計が作成されない時点における人口に関する最新のデータとして、各種施策の策定の基礎資料として利用
- 地域別や年齢階級別の人口規模の把握に利用されるなど民間研究機関等における各種研究等においても幅広く利用
- 国際連合の「人口統計年鑑」作成のためのデータを毎年提供
- 国際通貨基金の「特別データ公表基準」に対応する項目として我が国の国別データ概要ページに掲載

人口推計の利活用状況

- 労働力統計において、毎月の全国結果算出のためのベンチマーク人口に各月1日現在人口が利用されている。

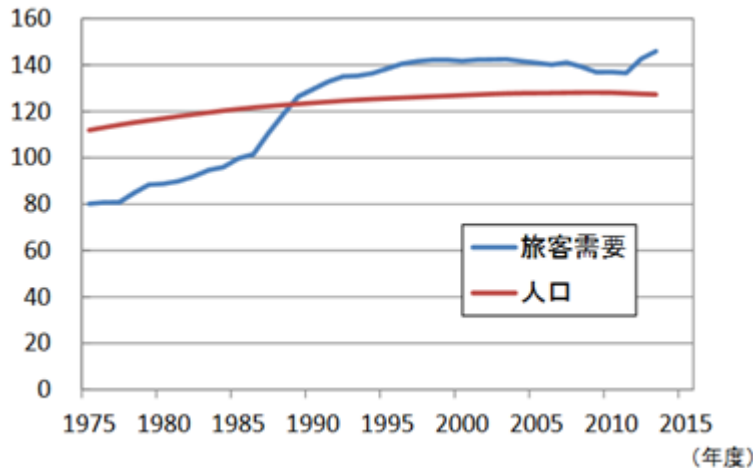
【参考】労働力統計 就業者数の算出基本式

$$\text{就業者数} = \text{ベンチマーク人口} \times \frac{\text{線形推定による就業者数}}{\text{線形推定による人口}}$$

* 線形推定：労働力調査で得られた人口に抽出率の逆数を掛け、全体の人口を推計すること。

- 審議会等※の政策立案過程において、基礎資料として利用されている。

※ 総合資源エネルギー調査会（経済産業省）
平成27年2月 第2回長期エネルギー需要見通し小委員会
「エネルギー需要見通しに関する基礎資料」
スライド：経済水準④：交通需要 抜粋



※ 教育再生実行会議（内閣官房）
平成26年7月3日「今後の学制等の在り方について」（第五次提言）
スライド：今、向き合わなければならない我が国の状況 抜粋

人口構造 (2013)

	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
人口	1億2,730万人	1,639万人	7,901万人	3,190万人
割合	—	12.9%	62.1%	25.1%

人口推計の利活用状況

- 国際連合の要請を受け、毎年「人口統計年鑑」(Demographic Yearbook) に7月1日現在人口を提供

5. Estimates of mid-year population: 2005 - 2014
Estimations de la population au milieu de l'année : 2005 - 2014 (continued - suite)

Continent and country or area Continent et pays ou zone	Co- de ^a	Population estimates (in thousands) - Estimations (en milliers)									
		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
Iraq	DF	27 723	28 562	29 427	30 315	31 393	32 211	33 052	33 913	34 794	35 695
Israel - Israël ⁵⁸	DJ	6 930	7 054	7 180	7 309	7 486	7 624	7 766	7 911	8 059	8 216
Japan - Japon ⁵⁹	DJ	127 773	127 854 ⁶⁰	128 001 ⁶⁰	128 063 ⁶⁰	128 047 ⁶⁰	128 070 ⁶⁰	127 817 ⁶⁰	127 561 ⁶⁰	127 339 ⁶⁰	127 132 ⁶⁰
Jordan - Jordanie ⁶¹	DF	5 473	5 600	5 723	5 850	5 980	6 113	6 249	6 388	6 530	6 675
Kazakhstan	DF	15 147	15 308	15 484	15 674	16 093	16 322	16 557	16 791	17 035	17 161 ¹⁰
Kuwait - Koweït	DF	2 245	2 328	2 411	2 496	2 778	2 933	3 099 ⁶²	3 268	3 448	...
Kyrgyzstan - Kirghizstan	DF	5 007 ⁴	5 034 ⁴	5 056 ⁴	5 078 ⁴	5 128 ⁴	5 193 ⁴	5 260 ⁴	5 352 ⁴
.....	DJ	5 720	5 836
Lao People's Democratic Republic - République démocratique populaire lao ⁶³	DF	5 651	5 778	5 904	6 032	6 160	6 289	6 419	6 549	6 679	6 809
Malaysia - Malaisie	DJ	26 046 ⁶⁴	26 550 ⁶⁴	27 058 ⁶⁴	27 568 ⁶⁴	28 081 ⁶⁴	28 589 ⁶⁵	29 062 ⁶⁵	29 510 ⁶⁵	29 915 ⁶⁵	30 262 ⁶⁵
Maldives	DF	294	...	305	310	315	320	325	331	336	...
Mongolia - Mongolie	DF	2 551	2 583	2 602	2 643	2 691	2 739	2 786	2 840	2 899	2 963
Myanmar ⁶⁶	DF	55 396	56 515	57 504	58 377	59 130	59 780	50 149 ⁶⁷	50 667 ⁶⁷	51 184 ⁶⁷	51 486 ⁶⁷
Nepal - Népal	DJ	25 343	25 887	26 427	26 967	27 504	28 044	28 585	26 873 ¹⁵	27 257 ¹⁵	27 646 ¹⁵
Oman	DF	2 509	2 577	2 743	2 867	3 174	...	3 295 ⁶⁸	3 623 ⁶⁸	3 855 ⁶⁸	3 993 ⁶⁸

「United Nations Demographic Yearbook 2014」 抜粋

基幹統計として指定する統計の名称

現行の加工統計は、「人口推計」を名称としている。

- 「人口推計」との名称は、国勢統計の間の人口を推計した結果を指すものとして、大正10年(1921年)から用いられてきており、当該統計の名称として「人口推計」が統計ユーザーに広く浸透していると考えられる。
- 「Population estimates」(人口推計)は、国際機関においても用いられている一般的な名称である。
- 人口統計の刊行物については、昭和58年に「人口推計資料」(Population Estimates Series)との名称で、逐次刊行物を識別するための国際的なコード番号であるISSN (国際標準逐次刊行物番号。International Standard Serial Number)を取得している。

基幹統計としての指定の範囲

人口推計の集計事項一覧

<各月 1 日現在人口> 概算値(当月分)、確定値(5か月前分)

【全国】

年齢²、男女別人口（概算値）－総人口
年齢²、男女別人口（確定値）－総人口、日本人人口

<各年10月 1 日現在人口>

【全国】

年齢¹、男女別人口及び人口性比－総人口、日本人人口
年齢²、男女、月別人口－総人口、日本人人口
年齢²、男女別人口及び割合－総人口

【都道府県】

男女別人口及び人口性比－総人口、日本人人口
男女別人口－総人口、日本人人口
人口の割合－総人口
人口増減率－総人口
自然増減率－総人口
社会増減率－総人口
年齢²、男女別人口－総人口、**日本人人口**
年齢³、男女別人口－総人口、**日本人人口**
年齢³、男女別人口の割合－総人口、**日本人人口**
男女別年齢構造指数－総人口

<補間補正人口※>

【全国】(各月 1 日現在)

男女別人口－総人口、日本人人口

【都道府県】(各年10月 1 日現在)

男女別人口－総人口、日本人人口
人口の割合－総人口
人口増減率－総人口
自然増減率－総人口
社会増減率－総人口

※直近 2 回分の国勢統計の確定人口に基づき、その間の人口について補間補正を行ったもの

下線箇所が平成28年10月 1 日現在人口の公表から新たに追加予定の項目

[脚注] 1 各歳、2 5歳階級、
3 3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)

* 日本人人口：我が国に常住している日本国籍を持つ者

作成方法通知書(案)

1 基幹統計の名称

人口推計

2 基幹統計を作成するために用いる情報

名 称	作成機関・保有機関	作成周期・更新周期
① 国勢統計	総務省	5年
② 人口動態統計（概数・速報） 人口動態統計（確定数）	厚生労働省	毎月 1年
③ 出入国管理統計	法務省	毎月
④ 住民基本台帳人口移動報告	総務省	毎月
⑤ 官報に基づく帰化人口	総務省	毎月
⑥ 日本国籍取得者数及び喪失者数	法務省	1年
⑦ 在留外国人統計	法務省	1年

※基幹統計を作成するために用いる情報（集計事項別）については、別添1参照

3 基幹統計の作成に用いる情報の処理方法

(1) 推計の範囲

我が国に常住している^(注1)全人口（外国人を含む。）である。ただし、外国人のうち、外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員（随員及び家族を含む。）及び外国軍隊の軍人軍属（家族を含む。）は除いている。

（注1）3か月以上にわたって住んでいる、又は住むことになっている者をいう。

(2) 推計の方法

ア 各月1日現在人口

別添2参照

イ 各年10月1日現在人口

別添3参照

ウ 補間補正人口^(注2)

別添4参照

（注2）直近2回分の国勢統計の確定人口に基づき、その間の人口について補間補正を行ったもの。

4 基幹統計の作成周期

- (1) 各月 1 日現在人口 毎月
- (2) 各年 10 月 1 日現在人口 1 年
- (3) 補間補正人口 5 年

5 作成する基幹統計の具体的内容

(1) 各月 1 日現在人口

- 全国、年齢（5 歳階級）、男女別人口（概算値）－ 総人口
- 全国、年齢（5 歳階級）、男女別人口（確定値）－ 総人口、日本人人口

(2) 各年 10 月 1 日現在人口

- 全国、年齢（各歳）、男女別人口及び人口性比－ 総人口、日本人人口
 - 全国、年齢（5 歳階級）、男女、月別人口－ 総人口、日本人人口
 - 全国、年齢（5 歳階級）、男女別人口及び割合－ 総人口
 - 都道府県、男女別人口及び人口性比－ 総人口、日本人人口
 - 都道府県、男女別人口－ 総人口、日本人人口
 - 都道府県別人口の割合－ 総人口
 - 都道府県別人口増減率－ 総人口
 - 都道府県別自然増減率－ 総人口
 - 都道府県別社会増減率－ 総人口
 - 都道府県、年齢（5 歳階級）、男女別人口－ 総人口、日本人人口
 - 都道府県、年齢（3 区分^(注3)）、男女別人口－ 総人口、日本人人口
 - 都道府県、年齢（3 区分）、男女別人口の割合－ 総人口、日本人人口
 - 都道府県、男女別年齢構造指数－ 総人口
- (注3) 「0～14 歳」、「15～64 歳」及び「65 歳以上」の 3 区分

(3) 補間補正人口

- 全国、男女別人口－ 総人口、日本人人口（各月 1 日現在）
- 都道府県、男女別人口－ 総人口、日本人人口（各年 10 月 1 日現在）
- 都道府県別人口の割合－ 総人口（各年 10 月 1 日現在）
- 都道府県別人口増減率－ 総人口
- 都道府県別自然増減率－ 総人口
- 都道府県別社会増減率－ 総人口

基幹統計を作成するために用いる情報（集計項目別）

集計事項		国勢統計 (注1)	人口動態 統計 (注2)	出入国 管理統計 (注3)	住民基本 台帳人口 移動報告	官報に 基づく 帰化人口	日本国籍 取得者数 及び喪失 者数 (注4)	在留 外国人 統計 (注5)
各月 1日 現在 人口	全国、年齢(5歳階級)、男女別人口(概算値) － 総人口	○	○概数・速報	○	－	－	－	－
	全国、年齢(5歳階級)、男女別人口(確定値) － 総人口、日本人人口	○	○概数	○	－	○	○	－
各年 10月 1日 現在 人口	全国、年齢(各歳)、男女別人口及び人口性比 － 総人口、日本人人口	○	○概数	○	○	○	○	－
	全国、年齢(5歳階級)、男女、月別人口－ 総 人口、日本人人口	○	○概数	○	○	○	○	－
	全国、年齢(5歳階級)、男女別人口及び割合－ 総人口	○	○概数	○	○	○	○	－
	都道府県、男女別人口及び人口性比－ 総人 口、日本人人口	○	○概数	○	○	○	○	－
	都道府県、男女別人口－ 総人口、日本人人口	○	○概数	○	○	○	○	－
	都道府県別人口の割合－ 総人口	○	○概数	○	○	－	－	－
	都道府県別人口増減率－ 総人口	○	○概数	○	○	－	－	－
	都道府県別自然増減率－ 総人口	○	○概数	－	－	－	－	－
	都道府県別社会増減率－ 総人口	○	－	○	○	－	－	－
	都道府県、年齢(5歳階級)、男女別人口－総人 口、日本人人口	○	○概数	○	○	○	○	－
	都道府県、年齢(3区分)、男女別人口－総人 口、日本人人口	○	○概数	○	○	○	○	－
	都道府県、年齢(3区分)、男女別人口の割合－ 総人口、日本人人口	○	○概数	○	○	○	○	－
	都道府県、男女別年齢構造指数－ 総人口	○	○概数	○	○	○	○	－
補間 補正 人口	全国、男女別人口－総人口、日本人人口(各月 1日現在)	○	○確定数	○	－	○	○	－
	都道府県、男女別人口－総人口、日本人人口(各 年10月1日現在)	○	○確定数	○	○	○	○	○
	都道府県別人口の割合－総人口(各年10月1 日現在)	○	○確定数	○	○	－	－	○
	都道府県別人口増減率－総人口	○	○確定数	○	○	－	－	○
	都道府県別自然増減率－総人口	○	○確定数	－	－	－	－	－
	都道府県別社会増減率－総人口	○	－	○	○	－	－	○

(注1) 国勢統計の確定人口を基準人口とする(各月1日現在人口の算出においては、確定人口が公表されるまでの間、速報集計による人口を用いる。)

(注2) 各月1日現在人口(概算値)算出には、推計月の1か月前及び2か月前分は前年同月の概数、推計月の3か月前及び4か月前分は速報、推計月の5か月前分は概数を用いる。

(注3) 各月1日現在人口(概算値)の算出には、推計月の1か月前から5か月前までの分は、前年同月値を用いる。

(注4) 各月1日現在人口においては、10月1日現在人口(確定値)の算出時のみ「日本国籍取得者数及び喪失者数」を用いる。

(注5) 「在留外国人統計」は、平成26年10月1日現在人口まで基礎資料として用いていたことから、平成27年国勢調査の結果による補間補正人口の作成まで使用するが、平成32年国勢調査の結果による補間補正人口以降については使用しない。

各月1日現在人口の推計方法

1 推計の概要

各月1日現在人口は、下に示すとおり、「国勢統計」（総務省）の確定人口^(注1)を基準人口^(注2)として、その後の1か月間の自然動態、社会動態及び国籍異動^(注3)による異動人口を求め、これを加減することにより、算出する。

(注1) 国勢統計の確定人口が公表されるまでの間は、速報集計による人口を用いる。以下同じ。

(注2) 推計の基礎となる人口。以下同じ。

(注3) 国籍異動は日本人人口算出時に用いる。以下同じ。

【推計の基本式】

各月1日現在人口（確定値）
 = 基準人口（前月1日現在人口の確定値）
 + 1か月間の異動人口（自然動態、社会動態及び国籍異動）

$$\left[\begin{array}{l}
 \text{人口} = \text{基準人口（前月1日現在人口の確定値）} \\
 \quad + 1 \text{ か月間の自然動態} \\
 \quad + 1 \text{ か月間の社会動態} \\
 \quad + 1 \text{ か月間の国籍異動} \\
 \\
 \text{自然動態} = \text{出生児数} - \text{死亡者数} \\
 \text{社会動態} = \text{入国者数} - \text{出国者数} \\
 \text{国籍異動} = \text{日本国籍取得者数} - \text{日本国籍喪失者数}
 \end{array} \right.$$

2 推計の方法

(1) 推計のための各要素（確定値）

ア 基準人口

国勢調査の翌月は、国勢統計の確定人口を基準人口とし、国勢調査の翌々月以降は前月1日現在人口の確定値を基準人口とする。

イ 異動人口（=自然動態+社会動態+国籍異動）

(ア) 自然動態（=出生児数-死亡者数）

「人口動態統計（概数）」（厚生労働省）による出生児数及び死亡者数を用いる。

なお、年齢不詳の死亡者数は、不詳を除く死亡者数の年齢別割合により比例配分し各年齢に含める。

(イ) 社会動態（=入国者数-出国者数）

「出入国管理統計」（法務省）による入国者数及び出国者数を用いる。ただし、日本人については、海外滞在期間3か月以内の出入（帰）国者（出国から入国までの期間が3か月以内の者）を除き、外国人については、国内滞在期間3か月以内の者を除く。

なお、年齢不詳の外国人の出入国者数は、不詳を除く出入国者数の年齢別割合により比例配分し各年齢に含める。

(ウ) 国籍異動（＝日本国籍取得者数）

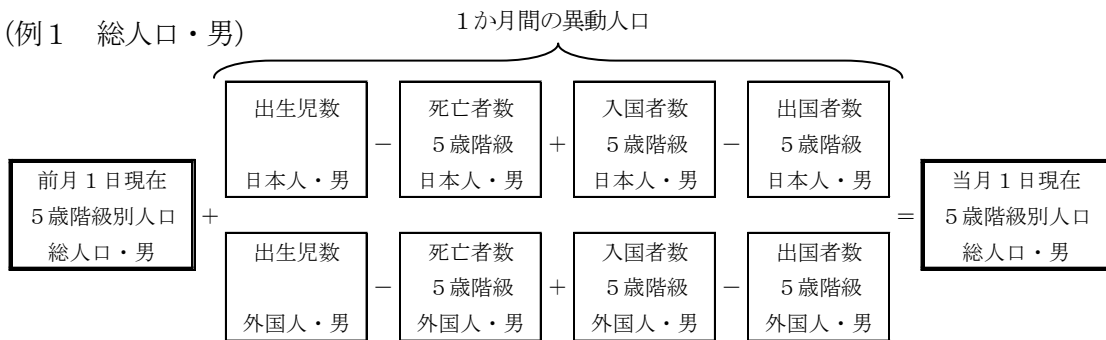
「官報に基づく帰化人口」（官報告示（「日本国に帰化を許可する件」）による「日本国籍を取得した者」を総務省で集計した数）を用いる。

なお、10月1日現在人口（確定値）の算出時のみ「日本国籍取得者数及び喪失者数」（法務省の資料）も用いる。

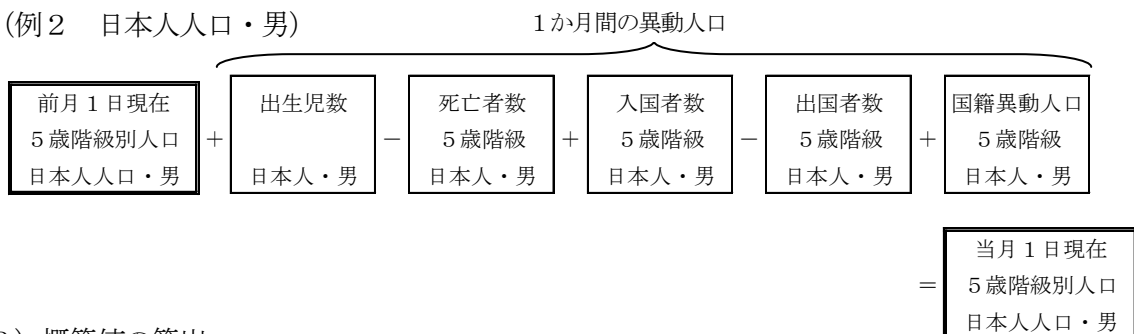
(2) 「全国、年齢（5歳階級）、男女別人口（確定値）－総人口、日本人人口」の算出

基準人口に、年齢5歳階級、男女別に、その後1か月間の出生児数、死亡者数、入国者数及び出国者数を加減（日本人については、更に日本国籍取得者数及び日本国籍喪失者数を加減）して算出する。

(例1 総人口・男)



(例2 日本人人口・男)



(3) 概算値の算出

前述の各月1日現在人口（確定値）の総人口を基準人口として、その後の5か月間の自然動態及び社会動態による異動人口を求め、これを加減することにより、推計月の各月1日現在人口（概算値）を算出する。

なお、異動人口には、以下の「人口動態統計（概数・速報）」及び「出入国管理統計」を用いる。

- ・「人口動態統計」 推計月の1か月前及び2か月前分：前年同月概数
推計月の3か月前及び4か月前分：速報
推計月の5か月前分：概数
- ・「出入国管理統計」 推計月の1か月前から5か月前まで分：前年同月値

各年10月1日現在人口の推計方法

1 推計の概要

各年10月1日現在人口は、下に示すとおり、「国勢統計」（総務省）の確定人口を基準人口^(注1)として、その後の1年間の自然動態、社会動態及び国籍異動^(注2)による異動人口を求め、これを加減することにより、算出する。

(注1) 推計の基礎となる人口。以下同じ。

(注2) 国籍異動は日本人人口算出時に用いる。以下同じ。

【推計の基本式】

各年10月1日現在人口

= 基準人口（前年10月1日現在）

+ 1年間の異動人口（自然動態、社会動態及び国籍異動）

$$\begin{aligned}
 & \text{人口} = \text{基準人口（前年10月1日現在人口）} \\
 & \quad + 1年間の自然動態 \\
 & \quad + 1年間の社会動態 \\
 & \quad + 1年間の国籍異動 \\
 & \text{自然動態} = \text{出生児数} - \text{死亡者数} \\
 & \text{社会動態} = \text{入国者数} - \text{出国者数} \\
 & \quad + \text{都道府県間転入者数} - \text{都道府県間転出者数} \\
 & \text{国籍異動} = \text{日本国籍取得者数} - \text{日本国籍喪失者数}
 \end{aligned}$$

2 推計の方法

(1) 推計のための各要素

ア 基準人口

国勢調査の翌年は、国勢統計の確定人口を基準人口とし、国勢調査の翌年以外の年は前年10月1日現在人口の確定値を基準人口とする。

イ 異動人口（=自然動態+社会動態+国籍異動）

(ア) 自然動態（=出生児数-死亡者数）

「人口動態統計（概数）」（厚生労働省）による出生児数及び死亡者数を用いる。

なお、都道府県及び年齢不詳の死亡者数は、不詳を除く死亡者数の都道府県別年齢別割合により比例配分し、各都道府県の年齢別死亡者数に含める。

(イ) 社会動態（=入国超過数+都道府県間転入超過数）

① 入国超過数（＝入国者数－出国者数）

「出入国管理統計」（法務省）による入国者数及び出国者数を用い、日本人は海外滞在期間3か月以内の出入（帰）国者を、外国人は国内滞在期間3か月以内の者を除く。

なお、「住所地が外国」の日本人については、年齢（各歳）別に出入国者数の都道府県別割合により比例配分して、各都道府県の入出国者数に加算する。

また、都道府県及び年齢不詳の外国人の入出国者数は、出入国者数の都道府県別年齢別割合により比例配分し、各都道府県の年齢（各歳）別出入国者数に含める。

② 都道府県間転入超過数（＝転入者数－転出者数）

「住民基本台帳人口移動報告」（総務省）による都道府県間転出入者数を用いる。

(ウ) 国籍異動（＝日本国籍取得者数－日本国籍喪失者数）

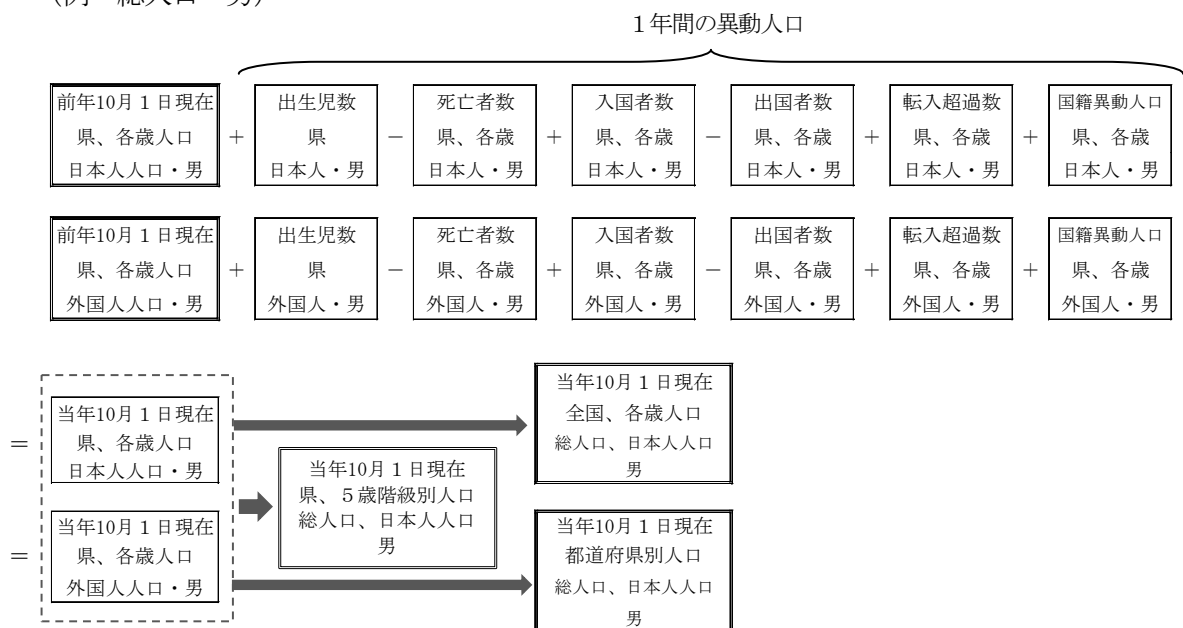
「官報に基づく帰化人口」（官報告示（「日本国に帰化を許可する件」）による「日本国籍を取得した者」を総務省で集計した数）及び「日本国籍を取得者数及び喪失者数」（法務省の資料）を用いる。

(2) 「全国及び都道府県、年齢、男女別人口」の推計

基準人口に、年齢（各歳）、男女別に、その後1年間の出生児数、死亡者数、入国者数及び出国者数を加減、（日本人については、更に日本国籍取得者数及び日本国籍喪失者数を加減）して当年10月1日現在の都道府県、年齢（各歳）、男女別総人口及び日本人人口を算出する。

これらを年齢（5歳階級）別に足し上げ「都道府県、年齢（5歳階級）、男女別総人口及び日本人人口」を算出する。また、「全国、年齢（各歳）、男女別総人口及び日本人人口」及び「都道府県、男女別総人口及び日本人人口」を算出する。

(例 総人口・男)



補間補正人口の推計方法

1 推計の概要

前回の「国勢統計」（総務省）の確定人口を基準とした最新の国勢調査実施年の人口推計による10月1日現在人口と、最新の「国勢統計」の確定人口とは必ずしも一致しない。そのため、5年ごとに、前回の「国勢統計」の人口を基準人口として、最新の国勢調査実施年までの各月（各年）の異動人口及び補間補正数を加減することにより、国勢調査実施年の間の各月（各年）の人口推計について補間補正を行い、補間補正人口を算出する。

2 推計の方法

(1) 推計のための各要素

ア 各月1日現在の全国人口

(ア) 基準人口

「各月1日現在人口」と同様

(イ) 異動人口（＝自然動態＋社会動態＋国籍異動）

① 自然動態（出生児数－死亡者数）

「人口動態統計（確定数）」（厚生労働省）による出生児数及び死亡者数を用いる。

② 社会動態（入国者数－出国者数）

「各月1日現在人口」と同様

(ウ) 国籍異動（日本国籍取得者数－日本国籍喪失者数）

「各月1日現在人口」と同様

(エ) 補間補正数

各月の補間補正数は、下の例に示すとおり算出する。

例 平成22年国勢調査の確定人口による補間補正

平成17年国勢調査の確定人口を基準として算出した平成22年10月1日現在人口と平成22年国勢調査の確定人口との差を、各月に均等配分して算出する。

$$\text{各月の補間補正数} = \frac{1}{60} \times (P^{(22)} - P_{22}^{(17)})$$

$P^{(22)}$: 平成22年国勢調査の確定人口

$P_{22}^{(17)}$: 平成17年国勢調査の確定人口を基準として算出した平成22年10月1日現在人口

$$P_{22}^{(17)} = \left[\begin{array}{c} \text{平成17年国勢調査} \\ \text{の確定人口} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{平成17年10月～22年9月} \\ \text{の異動人口} \end{array} \right]$$

イ 各年10月1日現在の都道府県別人口

(ア) 基準人口

「各年10月1日現在人口」と同様

(イ) 異動人口 (=自然動態+社会動態+国籍異動)

① 自然動態 (出生児数-死亡者数)

(A) 日本人

「人口動態統計 (確定数)」による出生児数及び死亡者数を用いる。

なお、住所地不詳の死亡者数は、不詳を除く死亡者数の都道府県別割合によって比例配分し、各都道府県の年齢別死亡者数に含める。

(B) 外国人

「人口動態統計 (確定数)」では、出生児数及び死亡者数いずれも、男女別全国総数しか得られないため、これを当該年の「人口動態統計 (概数)」(厚生労働省)の都道府県別割合によって比例配分する。

② 社会動態 (=入国超過数+都道府県間転入超過数)

(A) 日本人

(a) 入国超過数 (=入国者数-出国者数)

「各年10月1日現在人口」と同様

(b) 都道府県間転入超過数 (転入者数-転出者数)

「各年10月1日現在人口」と同様

(B) 外国人

国内滞在期間3か月以内の者を除く入国超過数のみを用いる。

なお、「出入国管理統計」(法務省)では男女別全国総数しか得られないため、都道府県別の外国人出入国者数については、男女別入国超過数の全国計を「在留外国人統計」(法務省)の前々年12月末現在及び前年12月末現在の結果から求められる都道府県別外国人増加数の絶対値の割合を用いて、各都道府県に比例配分して算出する。

ただし、平成27年及び32年国勢調査の人口による補間補正以降の社会動態には、入国超過数及び都道府県間転入超過数を用いる。

(ウ) 国籍異動

「各年10月1日現在人口」と同様

(エ) 補間補正数

各年の*i*県の補間補正数は、下の例に示すとおり算出する。

例 平成22年国勢調査の人口による補間補正数

平成17年国勢調査の確定人口を基準として算出した平成22年10月1日現在人口と平成22年国勢調査の確定人口との差を、各年に均等配分して算出する。

$$\text{各年の } i \text{ 県の補間補正数} = \frac{1}{5} \times (P_i^{(22)} - P_{i22}^{(17)})$$

$P_i^{(22)}$: 平成22年国勢調査における *i* 県の確定人口

$P_{i22}^{(17)}$: 平成17年国勢調査の確定人口を基準として算出した平成22年10月

$$P_{i22}^{(17)} = \left(\begin{array}{l} \text{1日現在のi県の人口} \\ \text{平成17年国勢調査に} \\ \text{おけるi県の確定人口} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{平成17年10月～22年9月の} \\ \text{i県の異動人口} \end{array} \right)$$

- (2) 補間補正人口の算出
以下により算出する。

各月1日現在の全国人口

$$\begin{aligned} \text{当該月の補正後人口} &= \text{前月の補正後人口} \\ &\quad + \text{前月の異動人口} \\ &\quad + \text{補間補正数} \end{aligned}$$

各年10月1日現在の都道府県別人口

$$\begin{aligned} \text{当該年の補正後人口} &= \text{前年の補正後人口} \\ &\quad + \text{前年10月～当年9月の異動人口} \\ &\quad + \text{補間補正数} \end{aligned}$$

(参考) 補正前人口と補正後人口の相違点

例 平成22年国勢調査の人口による補間補正数

区 分	補 正 前 人 口	補 正 後 人 口
出生児数、死亡者数	「人口動態統計（概数）」によるもの	「人口動態統計（確定数）」によるもの
補間補正数	—————	平成17年国勢調査の確定人口を基準として算出した平成22年10月1日現在人口と、平成22年国勢調査の確定人口との差を、各月、各年に均等配分して算出した数

統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

（定義）

第 2 条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
- 一 第 5 条第 1 項に規定する国勢統計
 - 二 第 6 条第 1 項に規定する国民経済計算
 - 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

（基幹統計の指定）

- 第 7 条 総務大臣は、第 2 条第 4 項第三号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。
- 2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。

（基幹統計の作成方法の通知等）

- 第 26 条 行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成の方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならない。当該作成の方法を変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）も、同様とする。
- 2 総務大臣は、前項の規定による通知があった基幹統計の作成の方法を改善する必要があると認めるときは、当該行政機関の長に意見を述べることができる。
 - 3 総務大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。